

お客様各位

2019年9月20日
野田ガス株式会社

2019年10月消費税率改定に伴う電気料金の取り扱いについて

1. 主旨

2019年10月1日の消費税率改定（8%→10%）に伴う増税分は、消費税法の主旨に則り、電気料金の価格に反映（転嫁）する方針で検討が進められています。つきましては、電気料金の取り扱いについてご案内するものです。

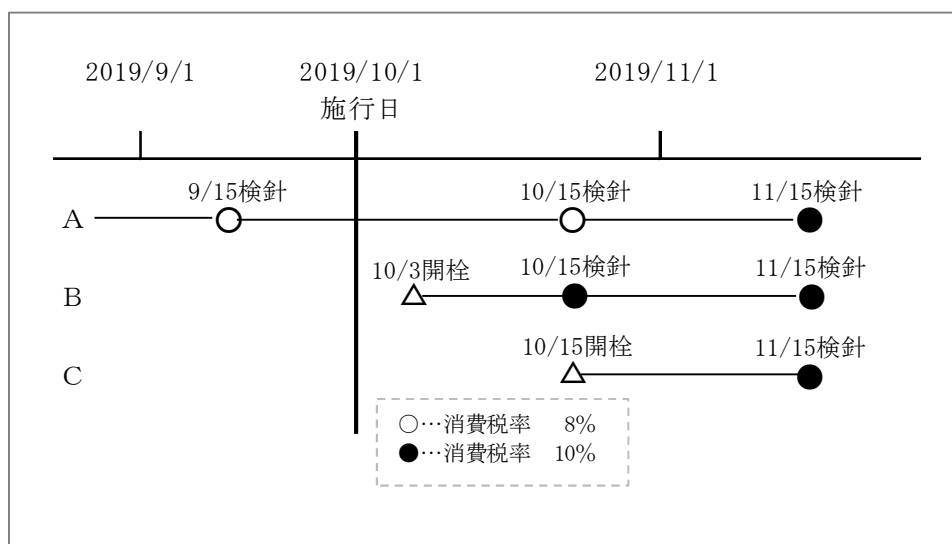
2. 電気料金の取り扱い

(1) 9月以前から継続してご使用のお客さま

- 改定前後の期間による日割按分計算は行わず、経過措置の取り扱いに則って税率を適用します。
- 10月中に行うガス検針・電気計量分には8%、11月以降に行うガス検針・電気計量分には10%の消費税率を適用します。

(2) 10月1日以降からご使用開始のお客さま

- ご使用開始後初回のガス検針・電気計量分から10%の消費税率を適用します。



以上